

舟橋村条例第 12 号

舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 12 日

舟橋村長 渡辺 光

舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

舟橋村ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成 5 年舟橋村条例第 14 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号本文中「9 月」を「10 月」に改め、同条第 4 項中「9 月 30 日」を「10 月 31 日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。
(経過措置)
- 2 令和 7 年 10 月 31 日までの間に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。